



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年7月16日金曜日 第224号外1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 7

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）..... 7

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例.....（税務課）..... 7

愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....11

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例.....（ " ）.....13

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....16

愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....（保健福祉課）.....17

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（薬務衛生課）.....18

愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....（子育て支援課）.....28

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例.....（長寿介護課）.....29

愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例.....（農地整備課）.....29

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....（公営企業管理局総務課）.....30

## 条 例

### ○愛媛県条例第42号

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

### 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

**第1条** 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（休日の代休日）</p> <p><b>第2条の2</b> 任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。第16条を除き、以下同じ。）は、休日である第11条第3項から第6項までの規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第10条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務</p>	<p>（休日の代休日）</p> <p><b>第2条の2</b> 任命権者（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。第16条を除き、以下同じ。）は、休日である第11条第3項又は第4項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第10条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p>

の運営に支障がないと認める場合には、第1項本文及び前項本文の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下「単位期間」という。）ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項本文に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

5 任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び育児短時間勤務職員等を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、第3項本文の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項本文及び第3項本文の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき同項本文の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項本文に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（人事委員会規則で定める子に限る。）の養育又は要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）の介護をする職員

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

6 任命権者は、職員に第3項又は前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前3項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）

## 第12条 省略

2・3 省略

4 前3項の規定は、要介護者

\_\_\_\_\_を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「要介護者

\_\_\_\_\_のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定によ

4 任命権者は、職員に\_\_\_\_\_前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項\_\_\_\_\_の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）

## 第12条 省略

2・3 省略

4 前3項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの（以下「要介護者」という。）のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定によ

り当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

り当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第2条** 職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p><b>第14条</b> 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。</p> <p>(1) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員 職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態（勤務日（職員勤務時間等条例第11条第6項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）</p> <p>(2) 職員勤務時間等条例第11条第4項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを4週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事委員会規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間）につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、1日につき午前7時から午後10時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務する形態</p> <p>(3) 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）第6条第1項の規定の適用を受ける職員 4週間を</p>	<p style="text-align: center;">（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p><b>第14条</b> 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員については、職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日（職員勤務時間等条例第2条第1項又は教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（職員勤務時間等条例第11条第4項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p>

通じて4日以上を週休日とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態

(4) 教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第1項の規定の適用を受ける職員 毎週少なくとも1日の週休日を設け、同条例第2項の対象期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間(以下この項において「期間」という。)の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等条例第11条第3項、第5項及び第6項の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、職員勤務時間等条例第11条第6項の規定により、あらかじめ同条第3項から第5項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務( _____ 週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(人事委員会規則で定める勤務を除く。)の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を超過勤務手当として支給す</p>	<p>(給料表)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間(以下この項において「期間」という。)の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等条例第11条第3項及び第4項 _____ の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、職員勤務時間等条例第11条第4項の規定により、あらかじめ同条第3項 _____ の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(職員勤務時間等条例第11条第3項及び第4項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(人事委員会規則で定める勤務を除く。)の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を超過勤務手当として支給す</p>

る。  
5～7 省略

る。  
5～7 省略

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

3 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(4週間____の正規の勤務時間の割振り)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により勤務時間を割り振る場合においては、4週間を通じて4日以上<del>の</del>週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)(<u>勤務時間等条例第6条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等(以下「育児短時間勤務教育職員等」という。)</u>にあつては、当該育児短時間勤務等(勤務時間等条例第11条第1項に規定する育児短時間勤務等をいう。以下同じ。)<u>の内容に従つた週休日</u>)を定めなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振り)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日(<u>育児短時間勤務教育職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日</u>)を設け、対象期間(同項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下同じ。)につき当該対象期間を平均し1週間当たりの勤務時間が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間となるよう勤務時間を割り振らなければならない。</p> <p>3～7 省略</p>	<p>(4週間以内の正規の勤務時間の割振り)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により勤務時間を割り振る場合においては、4週間を通じて4日以上<del>の</del>週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>を定めなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>(1箇月を超え1年以内の週休日及び正規の勤務時間の割振り)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日<u>_____</u> <u>_____</u>を設け、対象期間(同項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、1箇月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の全部又は一部を含むものとする。以下同じ。)につき当該対象期間を平均し1週間当たりの勤務時間が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間となるよう勤務時間を割り振らなければならない。</p> <p>3～7 省略</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 職員勤務時間等条例第2条の2、第10条の2 <u>及び</u> 第11条第3項(週休日に係る部分を除く。)<u>から第6項までの規定は、第1項の場合における第1号任期付研究員には、適用しない。</u></p>	<p>(第1号任期付研究員の裁量による勤務)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 職員勤務時間等条例第2条の2、第10条の2 <u>並びに</u>第11条第3項(週休日に係る部分を除く。)<u>及び第4項_____の規定は、第1項の場合における第1号任期付研究員には、適用しない。</u></p>

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 職員給与と条例第14条第3項から第7項までの規定は、第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 職員給与と条例第14条第3項から第7項までの規定は、第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18</p>

条」とあるのは「同条例第10条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「超過勤務手当」とあるのは「超過勤務手当に相当する報酬」と、同条第3項中「職員勤務時間等条例第11条第6項の規定により、あらかじめ同条第3項から第5項までの規定により」とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項までの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項中

「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項」とあるのは「同条例第6条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた前項の規定による超過勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項及び第7項中「第1項」とあるのは「同条例第6条第1項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた第4項」と、「第3項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第3項」と、同条第7項中「第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第6条第1項第1号」と、「第4項及び前項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第4項及び前項」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の地域手当等）

#### 第16条 省略

##### 2 省略

3 職員給与と条例第14条第3項から第6項までの規定は、第2号会計年度任用職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第17条」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第16条第2項」と、「職員勤務時間等条例第11条第6項の規定により、あらかじめ同条第3項から第5項までの規定により」とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「同条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項までの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項中

「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項」とあるのは「同条例第16条第2項及び同条第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えられた前項の規定による超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えられた第4項」と、「第1項」とあるのは「同条例第16条第2項」と、「第3項」とあるのは「同条第3項の規定により読み替えられた第3項」と読み替えるものとする。

4・5 省略

条」とあるのは「同条例第10条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「超過勤務手当」とあるのは「超過勤務手当に相当する報酬」と、同条第3項中「職員勤務時間等条例第11条第4項の規定により、あらかじめ同条第3項

「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項」とあるのは「同条例第6条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた前項の規定による超過勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項及び第7項中「第1項」とあるのは「同条例第6条第1項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた第4項」と、「第3項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第3項」と、同条第7項中「第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第6条第1項第1号」と、「第4項及び前項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第4項及び前項」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の地域手当等）

#### 第16条 省略

##### 2 省略

3 職員給与と条例第14条第3項から第6項までの規定は、第2号会計年度任用職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第17条」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第16条第2項」と、「職員勤務時間等条例第11条第4項の規定により、あらかじめ同条第3項

4・5 省略

○愛媛県条例第43号

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例**

愛媛県職員定数条例（昭和30年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の定数）	（職員の定数）
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 管理者の事務部局の職員 <u>2,138人</u>	(2) 管理者の事務部局の職員 <u>2,058人</u>
(3)～(8) 省略	(3)～(8) 省略
計 <u>6,675人</u>	計 <u>6,595人</u>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第44号

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

**職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）	（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）
18 第5条に定めるもののほか、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。この場合においては、 <u>同条</u> に規定する手当は、支給しない。	18 第5条に定めるもののほか、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という <u>　　</u> 。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。この場合においては、 <u>第5条</u> に規定する手当は、支給しない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第45号

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県資源循環促進税条例の一部を改正する条例**

（愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(徴収金の納付等)

第6条 省略

2 省略

3 徴収金の納付、納入又は払込みは、知事が定める様式の納税通知書又は払込書によらなければならない。ただし、第42条の6、第47条第2項及び第3項、第47条の2又は第64条の規定による徴収金の納付にあつては、この限りでない。

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1)・(2) 省略

(3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定めるものを含む。次条において「小売電気事業等」という。)、同項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして同省令で定めるものを含む。同条において「発電事業等」という。)及び同項第15号の3に規定する特定卸供給事業(同条において「特定卸供給事業」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 省略

2~4 省略

(法人の事業税の税率等)

第18条の2 省略

2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) 省略

4 省略

(地方消費税の貨物割の賦課徴収等)

第18条の9 地方消費税の貨物割の賦課徴収は、第5条、第6条、第7条の2から第8条まで、第65条、第80条第1項及び第81条の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 地方消費税の貨物割の申告及び納付は、第6条、第7条の2、第7条の4、第7条の5、第8条、第65条及び第81条の規定にかかわらず、法第72条の101及び第72条の103第1項に定めるところによる。

(ゴルフ場利用税の帳簿の電磁的記録による保存等)

第33条の2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、知事が定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報

(徴収金の納付等)

第6条 省略

2 省略

3 徴収金の納付、納入又は払込みには、知事が定める様式の納税通知書又は払込書を添付しなければならない。ただし、第42条の6、第47条第2項及び第3項、第47条の2又は第64条の規定による徴収金の納付にあつては、この限りでない。

(事業税の納税義務者等)

第18条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1)・(2) 省略

(3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)で定めるものを含む。次条において「小売電気事業等」という。)及び同項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして同省令で定めるものを含む。同条において「発電事業等」という。)

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ 省略

2~4 省略

(法人の事業税の税率等)

第18条の2 省略

2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等 次に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) 省略

4 省略

(地方消費税の貨物割の賦課徴収等)

第18条の9 地方消費税の貨物割の賦課徴収は、第5条、第6条、第8条、第65条、第80条第1項及び第81条の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 地方消費税の貨物割の申告及び納付は、第6条、第8条、第65条及び第81条の規定にかかわらず、法第72条の101及び第72条の103第1項に定めるところによる。

(ゴルフ場利用税の帳簿の電磁的記録による保存等)

第33条の2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報



処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもつて当該\_\_\_\_\_帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には\_\_\_\_\_、知事が定めるところにより、当該\_\_\_\_\_帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもつて当該\_\_\_\_\_帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(ゴルフ場利用税の電磁的記録等に対する県税に関する条例の規定の適用)

**第33条の3** 前条第1項\_\_\_\_\_又は第2項に規定する知事が定めるところに従つて備付け及び保存が行われている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。

#### 附 則

(個人の県民税の税額控除の特例)

**第5条** 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)~(3) 省略

#### 2 省略

(地方消費税の譲渡割の賦課徴収等の特例)

**第19条の3** 地方消費税の譲渡割の賦課徴収は、当分の間、第5条、第6条、第7条の2から第8条まで、第18条の8第1項、第65条、第80条第1項及び第81条の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

- 2 地方消費税の譲渡割の申告及び納付は、当分の間、第6条、第7条の2、第7条の4、第7条の5、第8条、第65条及び第81条の規定にかかわらず、法附則第9条の5前段及び第9条の6第1項前段に定めるところによる。この場合において、第18条の8第2項の規定による申告については、同項中「、第72条の88第1項及び第2項前段並びに第72条の89」とあるのは、「並びに第72条の88第1項及び第2項前段並びに附則第9条の5後段」とし、同

処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもつて当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもつて当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(ゴルフ場利用税の電磁的記録による保存等の承認)

**第33条の3** 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第5項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。

(ゴルフ場利用税の電磁的記録等に対する県税に関する条例の規定の適用)

**第33条の4** 第33条の2第1項又は第2項の承認を受けている\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。

#### 附 則

(個人の県民税の税額控除の特例)

**第5条** 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同項第7号\_\_\_\_\_に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1)~(3) 省略

#### 2 省略

(地方消費税の譲渡割の賦課徴収等の特例)

**第19条の3** 地方消費税の譲渡割の賦課徴収は、当分の間、第5条、第6条、第8条\_\_\_\_\_、第18条の8第1項、第65条、第80条第1項及び第81条の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

- 2 地方消費税の譲渡割の申告及び納付は、当分の間、第6条\_\_\_\_\_、第8条、第65条及び第81条の規定にかかわらず、法附則第9条の5前段及び第9条の6第1項前段に定めるところによる。この場合において、第18条の8第2項の規定による申告については、同項中「、第72条の88第1項及び第2項前段並びに第72条の89」とあるのは、「並びに第72条の88第1項及び第2項前段並びに附則第9条の5後段」とし、同

項の規定による納付については、同項中「、第72条の88第1項及び第2項前段並びに第72条の89」とあるのは、「及び第72条の88第1項並びに附則第9条の6第1項後段」とする。

項の規定による納付については、同項中「、第72条の88第1項及び第2項前段並びに第72条の89」とあるのは、「及び第72条の88第1項並びに附則第9条の6第1項後段」とする。

(愛媛県資源循環促進税条例の一部改正)

第2条 愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(更正及び決定に関する通知)</p> <p><b>第17条</b> 法第733条の16第4項の規定による資源循環促進税の更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による資源循環促進税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による資源循環促進税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。</p> <p>(帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p><b>第22条</b> 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____、知事が定めるところにより、当該 _____ 帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該 _____ 帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____、知事が定めるところにより、当該 _____ 帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該 _____ 帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録等に対する県税に関する条例の規定の適用)</p> <p><b>第23条</b> 前条第1項 又は第2項に規定する知事が定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</p> <p><b>第24条</b> 省略</p> <p><b>第24条の2</b> 省略</p>	<p>(更正及び決定に関する通知)</p> <p><b>第17条</b> 法第733条の16第4項の規定による資源循環促進税の更正又は決定の通知、法第733条の18第6項の規定による資源循環促進税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による資源循環促進税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。</p> <p>(帳簿の電磁的記録による保存等)</p> <p><b>第22条</b> 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>2 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。</p> <p>(電磁的記録による保存等の承認)</p> <p><b>第23条</b> 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第5項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。</p> <p>(電磁的記録等に対する県税に関する条例の規定の適用)</p> <p><b>第24条</b> 第22条第1項又は第2項の承認を受けている _____ 帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。</p> <p><b>第24条の2</b> 省略</p> <p><b>第24条の3</b> 省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第6条第3項及び第18条の9の改正規定並びに同条例附則第19条の3の改正規定並びに第2条中愛媛県資源循環促進税条例第17条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第18条第1項第3号並びに第18条の2第2項及び第3項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和



(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人

県内の 当該特別償却設備に係る固定資産の価額  
 事業税 × 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主  
 の課税 たる事業が電気供給業又はガス供給業である法  
 標準と 人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造  
 すべき 業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売  
 当該事 業（法第23条 \_\_\_\_\_）に規定  
 業年度 する農林水産物等販売業をいう。）用又は旅館  
 の所得 業（下宿営業を除く。）用の設備に係る固定資  
 産の価額）

(2) 省略

2・3 省略

**第3条** 産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年の当該事業の所得を課税標準とする事業税を課税しない。

2 省略

（不動産取得税の特別措置）

**第4条** 産業振興促進区域内において指定期間内に取得等がなされた \_\_\_\_\_ 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）した者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用期日）

2 改正後の愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 新条例の適用の日前に改正前の愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第2条第1項若しくは第3条第1項又は第4条に規定する要件に該当した者に対する同日以後の事業税又は不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。

4 新条例の適用の日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画が定められた日の前日までの間に、当該市町村計画が定められていたとしたならば新条例第2条第1項若しくは第3条第1項又は第4条に規定する要件に該当することとなる者に対しても、これらの規定による措置をすることができる。この場合において、新条例第5条の規定の適用については、同条中「又は不動産取得税に関する申告期限」とあるのは、「若しくは不動産取得税に関する申告期限又は法第8条第1項に規定する市町村計画が定められた日から起算して20日を経過する日のいずれか遅い日」とする。

（愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

5 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業である法人

県内の 当該特別償却設備に係る固定資産の価額  
 事業税 × 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額（主  
 の課税 たる事業が電気供給業又はガス供給業である法  
 標準と 人にあつては、当該固定資産の価額のうち製造  
 すべき 事業用 \_\_\_\_\_、農林水産物等販売  
 当該事 業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定  
 業年度 する農林水産物等販売業をいう。）用又は旅館  
 の所得 業 \_\_\_\_\_ 用の設備に係る固定資  
 産の価額）

(2) 省略

2・3 省略

**第3条** 過疎地域内 \_\_\_\_\_ において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年の当該事業の所得を課税標準とする事業税を課税しない。

2 省略

（不動産取得税の特別措置）

**第4条** 過疎地域内 \_\_\_\_\_ において指定期間内に新設し、又は増設された特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）した者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

改 正 後	改 正 前
（他の県税特別措置条例との関係）	（他の県税特別措置条例との関係）
<b>第4条</b> 前条の規定及び愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のため	<b>第4条</b> 前条の規定及び愛媛県過疎地域における県税の特別措置に

の県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）、愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）、愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成25年愛媛県条例第34号）又は愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年愛媛県条例第12号）（以下「県税特別措置条例」と総称する。）の規定の適用を受ける法人又は個人に課する事業税の額は、同条の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した金額から第2号の規定により算定した金額を控除して得た金額とする。

(1)・(2) 省略

に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号）、愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）、愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）、愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成25年愛媛県条例第34号）又は愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年愛媛県条例第12号）（以下「県税特別措置条例」と総称する。）の規定の適用を受ける法人又は個人に課する事業税の額は、同条の規定にかかわらず、第1号の規定により算定した金額から第2号の規定により算定した金額を控除して得た金額とする。

(1)・(2) 省略

○愛媛県条例第47号

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域（以下「計画区域」という。）内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和5年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間）（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第2条</b> 半島振興法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域（以下「計画区域」という。）内において、当該認定産業振興促進計画に記載された同項第4号の計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和3年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合にあつては当該計画期間、当該地区が同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた場合にあつては当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定が取り消された場合にあつては当該計画期間の初日からその取り消された日までの期間）（以下「指定期間」という。）内に、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に課する事業税で、次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち当該新設し、又は増設した特別償却設備に係るものとして次の第4号又は第5号の区分により計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の第1号から第3号までに掲げる年又は事業年度の区分に応じそれぞれ次の第1号から第3号までに定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業</p>

又は倉庫業である法人

県内の事業税 当該新設し、又は増設した特別償却設備  
の課税標準と に係る固定資産の価額

すべき当該事 ×  
業年度の所得 県内の事務所又は事業所の固定資産の価  
額（主たる事業が電気供給業又はガス供  
給業である法人にあつては、当該固定資  
産の価額のうち半島振興法第17条各号に  
掲げる事業用の設備に係る固定資産の価  
額）

(5) 省略

2 省略

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から令和5年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

又は倉庫業である法人

県内の事業税 当該新設し、又は増設した特別償却設備  
の課税標準と に係る固定資産の価額

すべき当該事 ×  
業年度の所得 県内の事務所又は事業所の固定資産の価  
額（主たる事業が電気供給業又はガス供  
給業である法人にあつては、当該固定資  
産の価額のうち製造事業用 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の設備に係る固定資産の価  
額）

(5) 省略

2 省略

附 則

(不動産取得税の不均一課税の特例)

2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。

(愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和5年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から令和5年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p><b>第2条</b> 原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第3条第3項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和3年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号に規定する製造業等の用に供する設備で、これを構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備(以下「対象設備」という。)を含むものを新設し、又は増設した者に課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度に係る所得金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した設備に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>附 則</p> <p>(不動産取得税の不均一課税の特例)</p> <p>2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に第3条に規定する土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2の2」とあるのは「第19条の2の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>

(愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例(平成20年愛媛県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意(当該同意が令和5年3月31日までに行われたものに限る。)の日から同月31日まで に、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 促進区域内において、法第4条第1項に規定する基本計画の同条第6項の規定による同意(当該同意が令和3年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)をした法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>

(愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(平成25年愛媛県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和5年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第3号又は第45条第2項の表の第3号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業である法人</p> <p>県内の事業税の課税標準と × 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額  すべき当該事業年度の所得 給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、<u>旅館業用、</u>  <u>情報サービス業用又は省令第1条に掲</u>  <u>げる事業用の設備に係る固定資産の価額)</u></p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 離島振興対策実施地域内において、離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成25年4月1日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和3年3月31日までの期間(以下「指定期間」という。)内に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号 _____)第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める算式によって計算した額を控除する。</p> <p>(1) その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業である法人</p> <p>県内の事業税の課税標準と × 県内の事務所又は事業所の固定資産の価額  すべき当該事業年度の所得 業年度の所得 給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用 _____  _____の設備に係る固定資産の価額)</p>

(2) 省略 2～4 省略	(2) 省略 2～4 省略
------------------	------------------

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 適用期日 )

2 第1条の規定による改正後の愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新半島振興対策実施地域県税特別措置条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新原子力発電施設等立地地域県税特別措置条例」という。)の規定及び第4条の規定による改正後の愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新離島振興対策実施地域県税特別措置条例」という。)の規定は、令和3年4月1日から適用する。

( 経過措置 )

3 新半島振興対策実施地域県税特別措置条例第2条第1項の規定及び新離島振興対策実施地域県税特別措置条例第2条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

4 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における第3条の規定による改正後の愛媛県地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための県税の特別措置に関する条例第2条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 新半島振興対策実施地域県税特別措置条例第4条の規定、新原子力発電施設等立地地域県税特別措置条例第4条の規定又は新離島振興対策実施地域県税特別措置条例第5条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第48号

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

( 愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正 )

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 県税の減免申請 ) 第80条 省略 2 省略 3 第42条の7第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法により徴収されるものにあつては第42条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付され	( 県税の減免申請 ) 第80条 省略 2 省略 3 第42条の7第3号若しくは第4号又は第46条の2第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法により徴収されるものにあつては納期限前7日(賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日)までに、申告納付の方法により徴収されるものにあつては第42条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法により徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際(納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。)、知事の定めるところにより交付され



た療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証の提示（対面以外の方法により当該申請書を提出する場合のこれらを複写したものの提出を含む。）をしなければならない。

(1)～(7) 省略

4・5 省略

た療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示しなければ

ならない。

(1)～(7) 省略

4・5 省略

（愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
<p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>1 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>2 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>3 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>4 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>5 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>6 省略</td><td> </td><td> </td></tr> </table>				1 省略			2 省略			3 省略			4 省略			5 省略			6 省略			<p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">1 愛媛県県税賦課徴収条例 （昭和25年愛媛県条例第21号）</td> <td style="text-align: center;">第80条第3項</td> <td style="text-align: center;">第3条</td> </tr> <tr><td>2 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>3 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>4 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>5 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>6 省略</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>7 省略</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	1 愛媛県県税賦課徴収条例 （昭和25年愛媛県条例第21号）	第80条第3項	第3条	2 省略			3 省略			4 省略			5 省略			6 省略			7 省略		
1 省略																																											
2 省略																																											
3 省略																																											
4 省略																																											
5 省略																																											
6 省略																																											
1 愛媛県県税賦課徴収条例 （昭和25年愛媛県条例第21号）	第80条第3項	第3条																																									
2 省略																																											
3 省略																																											
4 省略																																											
5 省略																																											
6 省略																																											
7 省略																																											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第49号

愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**

愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、生活保護法で使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 救護施設等の設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）（同省令第7条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。

（非常災害対策）

第4条 救護施設、更生施設及び宿所提供施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、これらの施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者又は利用

者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、これらの施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 前項の保護施設は、同項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者又は利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者又は利用者へ周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 第1項の保護施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 第1項の保護施設は、第2項の訓練の結果に基づき、第1項の計画の検証を行うとともに、必要に応じて当該計画の見直しを行うものとする。

5 第1項の保護施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者又は利用者が当該保護施設において当面の避難生活をする事ができるように、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

第5条 授産施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画を策定し、当該授産施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、授産施設の非常災害対策については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

○愛媛県条例第50号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～73 省略			1～73 省略		
73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。73の4の項から73の14の項まで及び83の項において同じ。）	省略		73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。73の4の項から73の9の項まで及び83の項において同じ。）	省略	
粧品（ <u>73の3の項から73の8の項まで</u> 、87の3の項及び87の4の項において			粧品（ <u>以下73の3の項から73の6の項まで</u> 、87の3の項及び87の4の項において		

<p>「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>			<p>「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>
<p>73の3 省略</p>			<p>73の3 省略</p>
<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第25条第1項第3号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) 92,000円</p> <p>(2) 医薬品(一般)(同条第1項第4号)の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。)(4)に掲げるものを除く。) 86,200円</p> <p>(3) 医薬品(包装等)(同条第1項第5号)の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) 48,100円</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌)(同条第2項第1号)の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) 86,200円</p> <p>(6) 医薬部外品(一般)(同条第2項第2号)の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) 40,600円</p> <p>(7) 医薬部外品(包装等)(同条</p>		<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>医薬品等製造業許可申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項まで)において同じ。) 92,000円</p> <p>(2) 医薬品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項まで)において同じ。)(4)に掲げるものを除く。) 86,200円</p> <p>(3) 医薬品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項まで)において同じ。) 48,100円</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 医薬部外品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項まで)において同じ。) 86,200円</p> <p>(6) 医薬部外品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項まで)において同じ。) 40,600円</p> <p>(7) 医薬部外品(包装等)(医薬</p>

		<p>第2項第3号</p> <p>の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) 34,000円</p> <p>(8) 化粧品(一般)(同条第3項第1号</p> <p>の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 40,600円</p> <p>(9) 化粧品(包装等)(同条第3項第2号</p> <p>の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 34,000円</p>			<p>品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項まで</p> <p>に</p> <p>において同じ。) 34,000円</p> <p>(8) 化粧品(一般)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 40,600円</p> <p>(9) 化粧品(包装等)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) 34,000円</p>
73の5・73の6 省略			73の5・73の6 省略		
73の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬品等の保管のみを行う製造所登録申請手数料	次に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品 39,600円 (2) 医薬部外品 30,700円 (3) 化粧品 30,700円			
73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬品等の保管のみを行う製造所登録更新申請手数料	次に掲げる登録の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品 24,700円 (2) 医薬部外品 22,200円 (3) 化粧品 22,200円			
73の9 省略			73の7 省略		

73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査

医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料

次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査（(2)及び(3)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 医薬品（無菌） 75,200円

イ 医薬品（一般） 44,000円

ウ 医薬品（包装等） 22,200円

エ～カ 省略

(2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 医薬品 22,200円

イ 医薬部外品 14,900円

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 医薬品 22,200円

イ 医薬部外品 14,900円

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査（(5)及び(6)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 医薬品（無菌） 155,200円 に1品目につき3,100円を加算した額

イ 医薬品（一般） 109,100円 に1品目につき1,800円を加算した額

ウ 医薬品（包装等） 56,600円 に1品目につき800円を加算した額

エ～カ 省略

(5) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行

73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査に対する審査

医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料

次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査（(2) \_\_\_\_\_ に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 医薬品（無菌） 50,200円

イ 医薬品（一般） 29,700円

ウ 医薬品（包装等） 14,900円

エ～カ 省略

(2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 14,900円

\_\_\_\_\_

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査（(4) \_\_\_\_\_ に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 医薬品（無菌） 108,200円 に1品目につき2,200円を加算した額

イ 医薬品（一般） 76,000円 に1品目につき1,100円を加算した額

ウ 医薬品（包装等） 39,900円 に1品目につき600円を加算した額

エ～カ 省略

(4) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行

		<p>った場合を含む。)における同条</p> <p>_____で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 56,600円に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 39,700円に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(6) 同項の登録を受けた製造所における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 56,600円に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 39,900円に1品目につき600円を加算した額</p>		<p>った場合を含む。)における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することに受ける調査</p> <p>39,700円に1品目につき600円を加算した額_____</p>
<p>73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく同法第14条の2第3項の基準認証の交付を受けているときの医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>基準認証の交付を受けているときの医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 56,600円に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 39,700円に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 56,600円に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 39,900円に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(3) その他の調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) 155,200円に1品目につき3,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品(一般) 109,100円に1品目につき1,800円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品(包装等) 56,600</p>		

		<p>円に1品目につき800円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品(無菌) 108,200円に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>オ 医薬部外品(一般) 76,000円に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品(包装等) 39,900円に1品目につき600円を加算した額</p>		
73の12 省略			73の9 省略	
73の13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの製造管理又は品質管理の方法の適性確認の申請に対する審査	<p>医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの製造管理及び品質管理の適性確認申請手数料</p>	<p>次に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和3年厚生労働省令第17号)第2条第3号の医薬品の製造工程 155,200円に、3,100円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(2) 同号の医薬部外品の製造工程 108,200円に、2,200円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(3) 同条第4号の医薬品の製造工程 109,100円に、1,800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(4) 同号の医薬部外品の製造工程 76,000円に、1,100円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(5) 同条第5号の医薬品の製造工程 56,600円に、800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(6) 同号の医薬部外品の製造工程 39,900円に、600円に当該確認に</p>		

		<p>係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(7) 同条第6号の医薬品の製造工程 56,600円に、800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(8) 同号の医薬部外品の製造工程 39,900円に、600円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p>			
<p>73の14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項の規定に基づく変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>次に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における確認 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 22,200円</p> <p>イ 医薬部外品 14,900円</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における確認 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 22,200円</p> <p>イ 医薬部外品 14,900円</p> <p>(3) その他の確認 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 75,200円</p> <p>イ 医薬品（一般） 44,000円</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 22,200円</p> <p>エ 0円</p> <p>オ 医薬部外品（無菌） 50,200円</p> <p>カ 医薬部外品（一般） 29,700円</p> <p>ク 医薬部外品（包装等） 14,900円</p>			
<p>73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項の規定に基づく変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>省略</p>		<p>73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項の規定に基づく変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>省略</p>	



<p>関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（<u>73の16の項から73の18の項</u>まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>		<p>関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（<u>以下73の11の項から73の13の項</u>まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	
<p><u>73の16</u> 省略</p>		<p><u>73の11</u> 省略</p>	
<p><u>73の17</u> 省略</p>		<p><u>73の12</u> 省略</p>	
<p><u>73の18</u> 省略</p>		<p><u>73の13</u> 省略</p>	
<p><u>73の19</u> 省略</p>		<p><u>73の14</u> 省略</p>	
<p><u>73の20</u> 省略</p>		<p><u>73の15</u> 省略</p>	
<p>74～82の3 省略</p>		<p>74～82の3 省略</p>	
<p>83 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>輸出用医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするときに受ける調査（<u>(2)及び(3)</u>に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>75,200円</u></p> <p>イ 医薬品（一般） <u>44,000円</u></p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>22,200円</u></p> <p>エ～カ 省略</p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造をしようとするときに受ける調査 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>ア 医薬品 <u>22,200円</u></p> <p>イ 医薬部外品 <u>14,900円</u></p> <p>(3) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における製造をしようとするときに受ける調査</u> <u>次に掲げる区分に応</u></p>	<p>83 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の基準適合性調査申請手数料</p> <p>輸出用医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするときに受ける調査（<u>(2)</u>に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>50,200円</u></p> <p>イ 医薬品（一般） <u>29,700円</u></p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>14,900円</u></p> <p>エ～カ 省略</p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造をしようとするときに受ける調査 <u>14,900円</u></p>	<p>輸出用医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするときに受ける調査（<u>(2)</u>に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>50,200円</u></p> <p>イ 医薬品（一般） <u>29,700円</u></p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>14,900円</u></p> <p>エ～カ 省略</p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造をしようとするときに受ける調査 <u>14,900円</u></p>

	<p>じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 22,200円</p> <p>イ 医薬部外品 14,900円</p> <p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査（(5)及び(6)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 155,200円 に1品目につき3,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） 109,100円 に1品目につき1,800円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 56,600円 に1品目につき800円を加算した額</p> <p>エ～カ 省略</p> <p>(5) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同条 _____で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 56,600円に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 39,700円に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(6) 同項の登録を受けた製造所における同条で定める期間を経過することに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 56,600円に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 39,900円に1品目につき600円を加算した額</p>		<p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査（(4) _____に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 108,200円 に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） 76,000円 に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 39,900円 に1品目につき600円を加算した額</p> <p>エ～カ 省略</p> <p>(4) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することに受ける調査 39,700円に1品目につき600円を加算した額 _____</p>
<p>84～87の2 省略</p>		<p>84～87の2 省略</p>	
<p>87の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製薬業、医療機</p>	<p>87の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第5条第</p>	<p>医薬品等の製造販売業若しくは製薬業、医療機</p>

<p>1 項、第12条 第 1 項、第16 条の 4 第 1 項、第37条の 2 第 1 項、第 37条の 9 第 1 項（同令第55 条において準 用する場合を 含む。）又は 第43条の 4 第 1 項の規定に 基づく医薬品 等の製造販売 業若しくは製 造業、医療機 器等の製造販 売業、再生医 療等製品の製 造販売業若し くは医療機器 の修理業の許 可証又は医薬 品等の保管の みを行う製造 所若しくは医 療機器等の製 造業の登録証 の書換え交付</p>	<p>器等の 製造販 売業、 再生医 療等製 品の製 造販売 業若し くは医 療機器 の修理 業の許 可証又 は医薬 品等の 保管の みを行 う製造 所若し くは医 療機器 等の製 造業の 登録証 の書換 え交付 手数料</p>		<p>1 項、第12条 第 1 項 _____ _____、第37条の 2 第 1 項、第 37条の 9 第 1 項（同令第55 条において準 用する場合を 含む。）又は 第43条の 4 第 1 項の規定に 基づく医薬品 等の製造販売 業若しくは製 造業、医療機 器等の製造販 売業、再生医 療等製品の製 造販売業若し くは医療機器 の修理業の許 可証又は_____ _____ _____医 療機器等の製 造業の登録証 の書換え交付</p>	<p>器等の 製造販 売業、 再生医 療等製 品の製 造販売 業若し くは医 療機器 の修理 業の許 可証又 は医療 機器等 の製造 業の登 録証の 書換え 交付手 数料</p>	
<p>87 の 4 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律施 行令第 6 条第 1 項、第13条 第 1 項、第16 条の 5 第 1 項、第37条の 3 第 1 項、第 37条の10第 1 項（同令第55 条において準 用する場合を 含む。）又は 第43条の 5 第 1 項の規定に 基づく医薬品 等の製造販売 業若しくは製 造業、医療機</p>	<p>医薬品 等の製 造販売 業若し くは製 造業、 医療機 器等の 製造販 売業、 再生医 療等製 品の製 造販売 業若し くは医 療機器 の修理 業の許 可証又 は医薬 品等の 保管の</p>	<p>省略</p>	<p>87 の 4 医 薬 品、医療機器 等の品質、有 効性及び安全 性の確保等に 関する法律施 行令第 6 条第 1 項、第13条 第 1 項 _____ _____、第37条の 3 第 1 項、第 37条の10第 1 項（同令第55 条において準 用する場合を 含む。）又は 第43条の 5 第 1 項の規定に 基づく医薬品 等の製造販売 業若しくは製 造業、医療機</p>	<p>医薬品 等の製 造販売 業若し くは製 造業、 医療機 器等の 製造販 売業、 再生医 療等製 品の製 造販売 業若し くは医 療機器 の修理 業の許 可証又 は医療 機器等 の製造</p>	<p>省略</p>

器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は医薬品等の保管のみを行う製造所若しくは医療機器等の製造業の登録証の再交付	みを行う製造所若しくは医療機器等の製造業の登録証の再交付手数料		器等の製造販売業、再生医療等製品の製造販売業若しくは医療機器の修理業の許可証又は_____医療機器等の製造業の登録証の再交付	業の登録証の再交付手数料	
87の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の4第1項の規定に基づく基準確認書の換え交付	基準確認書換え交付手数料	2,200円			
87の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第26条の5第1項の規定に基づく基準確認証の再交付	基準確認証再交付手数料	3,000円			
87の7 省略			87の5 省略		
87の8 省略			87の6 省略		
88～113 省略			88～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3～6 省略			3～6 省略		

**附 則**

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

**○愛媛県条例第51号**

愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例**

愛媛県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（設備及び運営に関する基準）

第2条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）（同省令第5条を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同省令第9条第1号中「社会福祉主事」とあるのは、「30歳以上の者であって、社会福祉主事」とする。

（非常災害対策）

第3条 婦人保護施設は、地震、風水害、当該婦人保護施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該婦人保護施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 婦人保護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 婦人保護施設は、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該婦人保護施設において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第52号

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護保険財政安定化基金条例（平成12年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（償還期限の特例に関する読替え）</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>政令附則第2条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける市町に対する第9条の規定の適用については、同条中「政令第7条第6項」とあるのは、政令附則第2条の2第1項の規定の適用を受ける市町にあっては「政令附則第2条の2第1項」と、同条第2項の規定の適用を受ける市町にあっては「政令附則第2条の2第2項」とする。</u></p> <p>4 <u>政令附則第2条の3第1項又は第2項の規定の適用を受ける市町に対する第9条の規定の適用については、同条中「政令第7条第6項」とあるのは、政令附則第2条の3第1項の規定の適用を受ける市町にあっては「政令附則第2条の3第1項」と、同条第2項の規定の適用を受ける市町にあっては「政令附則第2条の3第2項」とする。</u></p> <p>5 省略</p>	<p>附 則</p> <p>（償還期限の特例に関する読替え）</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例

愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例（平成5年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details the amendment to Article 1 of the Ebara Prefecture Mountain Area Revitalization and Conservation Fund Regulations, specifically regarding the designation of mountain area and overpopulated areas.

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 改正後の愛媛県中山間ふるさと保全対策基金条例第1条に規定する中山間地域については、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間に限り、同条中「過疎地域とみなされる区域」とあるのは、「過疎地域とみなされる区域及び同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により同法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域」とする。

○愛媛県条例第54号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年7月16日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The table details the amendment to Article 3 of the Ebara Prefecture Public Enterprise Establishment Regulations, specifically regarding the naming and location of public enterprises.

愛媛県立 新居浜病 院	新居浜 市	内科、外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、その他管理者が定める診療科	208
-------------------	----------	---	-----

愛媛県立 新居浜病 院	新居浜 市	内科、外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、整形外科、麻酔科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、その他管理者が定める診療科	329
-------------------	----------	---	-----

**附 則**

この条例は、令和3年8月1日から施行する。